

平成30年 太田市立木崎中学校 部活動方針（H30年9月制定版）

1 適切な休養日の設定<市方針3-(1)>

(1) 週当たりの休養日の設定

月曜日をノ一部活デーとし、それに加え、土・日曜日のいずれか1日を休みとし、週2日以上の休養日を設定する。

ただし、次の場合には土・日曜日に両日とも活動できるものとする。

①土・日曜日の両日が大会

②日曜日が大会があり、その前日に練習が必要な場合

なお、2週間を目安に代替休養日を確保する。練習や練習試合での両日の活動は行わないものとする。

(2) 長期休業中の休養日の設定

長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。ただし、保護者の送迎や協力が必要な練習試合や大会参加等、吹奏楽等の講師都合等による場合はその限りではない。なお、その場合には代替休養日を確保する。

(3) 活動時間の設定

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除く。なお、保護者の承諾『部活動延長に伴う練習参加同意書』を得た生徒のみ、30分程度の延長を認める。

土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(4) 朝練習の実施

朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で保護者とも連携し、自発的な希望者のみ実施する。参加しない生徒への配慮を怠らない。

なお、放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。

◇実施できる日時 → 火曜日～金曜日 7:30～8:15

◇実施しない日 →

{	①制服登校日(月曜日、定期テスト、各種行事等)
	②部活動停止期間中(定期テスト3日前等)
	③集金日初日

◇顧問が必ず指導する。顧問不在、生徒のみの自主練習は不可。

※詳細は以下の太田市HPの「太田市部活動方針」をご参照下さい。

http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-003kyoiku-sidou/files/ota_bukatudouhoushin_H30.6.pdf